

平成30年度

訪問型病児・病後児保育利用料助成制度のご案内

*訪問型病児・病後児保育利用料助成とは

保育園等に通っている乳幼児が病気や怪我などでお休みをし、保護者の仕事の都合がつかないなどの理由で家庭で保育をする人がいない場合、ご自宅でベビーシッターを利用した際に費用の一部を助成します。平成30年11月1日以降に利用したサービスから助成対象となります。

*対象となるお子さんは

目黒区内に住所を有し、認可保育園、家庭福祉員、小規模保育、認証保育所などの認可外保育施設（区外施設も含む）、こども園等を利用している保育の必要な未就学児です。緊急一時保育をご利用の方は利用期間中のみ助成対象となります。利用の前後7日間以内に医療機関で受診していることが条件です。医療機関の受診がない場合は、助成対象となりません。

*助成対象となる利用日は

平成30年11月1日から平成31年3月31日までの月曜日から土曜日です。
日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）の利用については助成対象外です。

*利用対象となる事業者は

利用対象となる事業者は下記のいずれかに該当している事業者

- (1) 公益社団法人全国保育サービス協会加盟事業者

<http://www.acsa.jp/htm/joining/>

- (2) 公益社団法人全国保育サービス協会が国から委託を受けて実施するベビーシッター派遣事業の割引券取扱事業者

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/pdf/jigyousha_itiran.pdf

☆区ではベビーシッター事業者のご紹介は出来ません。上記の事業者には病児・病後児の保育を受け付けていない事業者もございますので、事前にご確認ください。

実際にお子様の具合が悪くなってから、ベビーシッターを探すことはとても困難です。また、各事業者で利用方法や料金、お預かりできる病状も異なります。日頃から情報収集をして、条件に合う事業者を見つけていただくことをお勧めします。

*助成金額は

1時間につき1,000円（料金が1時間1,000円未満の場合は実費分まで）の助成で、1日10時間（1時間未満の部分については切り捨て）までとなります。

お子様1人あたり年度内（平成30年11月1日～平成31年3月31日）40,000円が助成の上限です。

☆入会金、年会費、登録料、ベビーシッターの交通費は助成対象外です。

☆目黒区内、区外問わず、病後児保育施設の利用料は助成対象外です。

*利用、助成金を受け取るまでの流れ

1. ベビーシッター事業者への申込み

資格や実績、利用方法や料金などをご確認のうえ、事業者にご契約、お申込みください。
【公益社団法人全国保育サービス協会加盟事業者】、【公益社団法人全国保育サービス協会が国から委託を受けて実施するベビーシッター派遣事業の割引券取扱事業者】が利用対象となります。事前の登録が必要になる場合もございますので、日頃から情報収集をお願いいたします。

2. ベビーシッターの利用、医療機関で受診

サービスを受け、事業者へ料金をお支払いをして、領収書と利用明細書を貰うことを忘れないでください。
また、利用日の前後7日間以内に医療機関で受診してください。受診が無いと助成対象とはなりません。医療機関を受診したことが分かるもの（※1）を保管してください。

3. 費用助成の申請

ベビーシッターの利用日から3ヶ月以内に、下記の書類を目黒区保育課保育係まで、郵送又は持参にてご提出ください。ただし、平成31年1月16日から3月31日までの利用については、平成31年4月15日（月）までにご提出ください。2～3月の利用につきましては、提出の締切までの期間が短くなっておりますので、ご注意ください。

1事由につき1申請となります。期限を過ぎた申請については、一切、受付が出来ませんのでご注意ください。不着等の事故は責任を負いかねます。投函後、提出されているかご心配な場合は、下記の問い合わせ先までご確認ください。

例) 平成30年11月5日（月）利用→平成31年2月 4日（金）必着
平成31年3月29日（金）利用→平成31年4月15日（月）必着

【提出書類】

- ①「訪問型病児・病後児保育利用料助成申請書兼口座振替依頼書」（第1号様式）
- ②「訪問型病児・病後児保育利用に係る受診証明書」（第2号様式）
もしくは医療機関が受診したことが分かるもの（※1）
※1 受診証明書は料金がかかる場合がございますので、受診日と患者氏名、病院名の記載があるものであれば代用が可能です。
例) 医療費に関する領収書やレシート、お薬手帳、診療明細書、
医師の処方に基づく処方箋及び服用説明書など（全て、写しも可）
- ③「ベビーシッター事業者の領収書及び利用明細書」
* 利用児童の名前、利用日、利用時間、利用明細を確認しますので記載があるものを提出してください。領収書と明細書が一つになっていても構いません。料金のうち、入会金及び登録料、年会費、ベビーシッターの交通費、それらに準ずる費用は助成対象外です。
- ④「ベビーシッター事業者の料金票」
* 事業者のホームページを印刷したのも可能です。
①～②の様式は目黒区役所保育課、区内保育施設、区内病後児保育室にあり、目黒区のホームページからのダウンロードも可能です。
手続き、記載方法についてのご質問や書類の提出については、区内保育施設、区内病後児保育室では受付できません。下記担当にお問い合わせ、ご提出ください。

4. 助成の決定

提出いただいた書類を審査します。申請内容の確認でお電話をする場合がございます。また、お子様が在籍している保育施設、ご利用の医療機関やベビシッター事業者にも申請内容を確認する場合がございますのでご了承ください。助成が適当と認められた場合は「交付決定兼支給通知書」（第3号様式）を送付いたします。審査の結果、助成が不適当の場合は、「非該当通知書」（第4号様式）を送付いたします。毎月月末までの到着の申請については、翌月末までに通知書を送付する予定です。

5. 助成金の交付

提出書類①で指定された口座に振込みいたします。毎月月末までの到着の申請については、翌々月最終営業日までに振込みする予定です。

例) 平成30年11月30日までに提出

→平成30年12月末頃 交付・不交付決定通知の送付

→平成31年1月末頃 入金

平成31年3月31日までに提出

→平成31年4月末頃 交付・不交付決定通知の送付

→平成31年5月末頃 入金

*よくある質問

Q1.

子どもが急に熱を出し、明日ベビシッターを利用したいのですが、医療機関を受診していません。助成対象にはなりませんか？

A1.

利用日の前後7日間以内に医療機関で受診していることが助成の条件となります。受診はベビシッターの利用後でも構いませんので、必ず、受診をしていただくようお願いいたします。受診をしていない場合は、助成対象外となりますのでご注意ください。

Q2.

一時保育、緊急一時保育の利用予定日に子どもが体調不良になりました。ベビシッターを利用した場合、助成対象となりますか？

A2.

一時保育、緊急一時保育の利用予定日の利用については助成対象となります。提出書類の「訪問型病児・病後児保育利用料助成申請書兼口座振替依頼書」（第1号様式）の【在籍園名】の項目に、利用予定だった施設名を記入してください。予約状況を確認するため、施設にお問い合わせすることがございますので、ご了承ください。

♪問い合わせ、申請書類の提出先♪

〒153-8573 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号

目黒区役所 子育て支援部保育課保育係 訪問型病児・病後児保育利用料助成担当 宛て
電話 5722-9865 (直通)